

# 『上野国郡村誌』にみる「陵墓」

外池昇

はじめに

「太政官達編輯例則」と「県達調査例則」

「陵墓」の項目

多様性・不完全性

形態・大きさ

村落による改変

被葬者

おわりに

註

表「『上野国郡村誌』にみる「陵墓」の項目の記述抄」

はじめに

『上野国郡村誌』<sup>(1)</sup>は、明治八年六月五日の『皇国地誌』の編集を促す「太政官達」第九十七号を根拠に熊谷県（後の群馬県）<sup>(2)</sup>が所轄各町村等に調査させたものの集成である。つまり、『皇国地誌』の群馬県版である。もとより各町村等の提出した原稿がそのままに採用されたのではなく適宜県によって編集が加えられたであろうし、補充調査もなされている。しかしその内容は、明治期における群馬県（上野国）下の町村等の概況を詳細に記す貴重なもので、ここで取り上げようとする「陵墓」についても多くの記述を認めることができる。

本稿は、『上野国郡村誌』についてみながら、熊谷県（群馬県）に於て「陵墓」がどのように認識されていたかを考察しようとするものである。

### 「太政官達編輯例則」と「県達調査例則」

さきに触れた明治八年六月五日の「太政官達」には、村誌作成のための実施細目といえる「別冊皇国地誌編輯例則第一号村誌」（以下「太政官達編輯例則」という）<sup>(3)</sup>が収められている。

そこには、村名以下、「疆域」「幅員」「管轄沿革」「里程」「地勢」「地味」「税地」「飛地」「字地」「貢租」「戸数」「人数」「牛馬」「舟車」「山」「川」「森林」「原野」「牧場」「砦山」「湖沼」「道路」「堤塘」「港」「出崎」「島」「暗礁」「灯明台付灯明船」「滝」「温泉」「冷泉」「公園」「陵墓」「社」「寺」「学校」「村会所」「病院」「電線」「郵便所」「製糸場」「大工場」「古跡」「名勝」「物産」「民業」という多岐にわたる項目が具体的に提示されており、各県はこれに依拠しつつ各村に対して「村誌」の上申を命じることになる。

熊谷県の場合、「県達」第四百四十七号（明治八年十一月十七日）によって熊谷県権令楫取素彦が各区正副戸長に対して「別

冊例則二照準各郡村ニ於テ精細取調、来明治九年一月限り無遅延差出可申」と達している。この「別冊例則」とは、同達に収められた「地誌調査例則第一号村誌」（以下「県達調査例則」という）のことで、具体的な項目を列挙しているのは「太政官達編輯例則」と同様である。『上野国郡村誌』の編集は、この両者の「例則」に基づいてなされたのである。

しかし、「県達調査例則」に挙げられた項目は「太政官達編輯例則」の項目と同一ではない。両者の項目を比較すると、「県達調査例則」では「太政官達編輯例則」にみられる項目の内、「税地」「貢租」「戸数」「人数」「舟車」「堤塘」「港」「出崎」「島」「暗礁」「灯明台付灯明船」「病院」「電線」「郵便所」「大工作場」が省かれている。

この内、「税地」「貢租」「戸数」「人数」についてはほとんど総ての村の条について、また「舟車」「郵便所」等についてはそれぞれ該当する村の条について、『上野国郡村誌』に実際には記載がある。

つまり、「県達調査例則」の段階で省かれた項目の性格について論理的に考えると、県内には存在しないと判断されたと思われる項目（「港」「出崎」「島」「暗礁」と、実地に調査させるのではなく、むしろ県なり何なりの段階で適宜編集した方がよいと判断されたと思われる項目（「税地」「貢租」「戸数」「人数」「舟車」「堤塘」「病院」「電線」「郵便所」「大工作場」）に分けることができる。

また、「県達調査例則」の段階ではもとより、「太政官達編輯例則」でも挙げられていない項目が『上野国郡村誌』にみえる場合がある。例えば、「揭示場」「溜池」「橋」「沼」「通運会社」等である。特に「揭示場」は、ほとんどの村の条に記載がある<sup>(5)</sup>。

そうしてみると、少なくとも『上野国郡村誌』の場合、「太政官達編輯例則」の項目に則って『皇国地誌』の編集を進めたとはいっても、項目立てについてみれば、それに縛られるのみではなかったことが知られる。

すなわち、『皇国地誌』の編集にあたって、「太政官達編輯例則」の項目から熊谷県下には存在しないであろう項目を排除した上で、各村に調査させる項目と、各村に調査をさせず県なり何なりの段階で別途編集する項目とに分けたのである<sup>(6)</sup>。と思われるのである。

さて、本稿で注目しようとしている「陵墓」の項目は、「太政官達編輯例則」の段階ばかりでなく「県達調査例則」

の段階でも認めることができる。つまり、当時の熊谷県は、「陵墓」の項目は県なり何なりの段階で編集するのではなく、各村に実地に調査させるのに相応しい項目であると認識していたと考えられる。

それでは、この「陵墓」の項目は如何なるものであるのか。「太政官達編輯例則」の文言を左に引く。なお、この「陵墓」の項目は、「県達調査例則」でも改行以外文言は全く同一である。

陵墓 某天皇陵封土ノ高低境内ノ広狭大凡幾町、村ノ何方某山ノ麓ニアリ、陵上古松アリ、又ハ五輪塔アリ等ノ類 某皇后 某皇太子陵上ニ 某皇妃 某皇子墓上ニ 死事者墓某村ニアリ、年号干支月日官軍賊ヲ某域ニ破リシ時、某藩士某之ニ死ス、由テ此ニ葬ムル等ノ類 招魂墓上ニ 某氏墓村ノ何方某処ニアリ、蒼苔石ヲ触シ文字詳ナラズ、或碑石ナク唯古柏一ス、年号干支月日卒シテ贈某官、伝ハ某書ニ詳ナリ等ノ類、事蹟旧記等伝ハラザレバ言伝ヘテ之ヲ記ス

「某天皇陵」「某皇后某皇太子陵」「某皇妃某皇子墓」という天皇や皇族の墓地の他、「死事者墓」「招魂墓」「某氏墓」というような、天皇・皇族以外の墓も、ここでは「陵墓」として捉えられているのである。

明治八年の段階としても「陵墓」という概念は、少なくとも公文書にみる限り皇族の墓地という以外の意味はなく、この「陵墓」の項目の文言はいささか奇異である。

それでは、「太政官達編輯例則」に示されたこの「陵墓」の項目の文言の内容は、『上野国郡村誌』の編集に際して具体的にどのようなように生かされたのであろうか。

以下、『上野国郡村誌』にみる「陵墓」の項目の記載について、今日いう所の古墳が『上野国郡村誌』ではどのような項目に収められているのかという視点からの議論をも含めて、みてみたい。

## 「陵墓」の項目

まず、「陵墓」の項目にはどのような記述がみられるかについて考えてみたい。その概要は、表『上野国郡村誌』にみる「陵墓」の項目の記述抄」の通りである。

なお、同表は主に形態・被葬者に関する記述に注目したもので、其他場所・方角・数量・面積等の記述は大幅に略し

である。

「陵墓」の項目の記述を具体的にみると、村のどこに存するのか、どの位の面積であるか。形態はいかなるものか、二子山の形をしているのか、それとも五輪塔か。それらの大きさはどの位か。碑があればそこには如何なる文字が刻まれているか、ないしは磨滅しているか。関係する文献にはどのような記述があるか、それには信が置けるのか。またどういふ伝承があるのか。そして、被葬者は特定できるのか。『上野国郡村誌』の「陵墓」の項目の記述内容は幅広い。

以下、これらの事柄について具体的に確認しておきたい。

#### 多様性・不完全性

「陵墓」の項目を一覧してまず気が付くことは、記述されている「陵墓」が多様なことである。

今日一般にいう古墳や塚がここに含まれるだけではない。五輪塔、招魂墓、宝篋印塔、供養碑等が占める割合が大変に大きいのである。「太政官達編輯例則」で既に「死事者墓」「招魂墓」「某氏墓」をも「陵墓」に含めているのであるから、この傾向はもとより当然ではあるが、それにしても各村の「陵墓」の項目の記述内容の多様性には注目すべきである。

しかしこのことが、「太政官達編輯例則」「県達調査例則」でいう所の「陵墓」に相当する対象が総てここに包含されるということの意味しないのもまた事実である。

『上野国郡村誌』全体を見渡すと、「陵墓」の項目にみられるのと同類の対象が、「古跡」「山」「森林」「古墳」「古墳墓」の各項目にもみられる。この内「古墳」「古墳墓」は「太政官達編輯例則」「県達調査例則」にみられない項目である。また、「山」「森林」の項目に収められている点については、改めて考察が必要と思われる。

このように、「陵墓」の項目の記述内容は、さきにもみた多様性と同時に、「古跡」等の項目にも同類の対象が記述されるといふ不完全性をも併せ持っていると言わざるを得ない。この点は『上野国郡村誌』の他の項目にはみられない特徴

である。

どのような対象が「陵墓」の項目に、どのような対象が「古跡」等の項目に記述されているかという判断の基準については「陵墓」の項目の持つ性格について考えるに当って重要であるが、本稿ではさしあたり右にみた多様性と不完全性の二点を指摘するにとどめておきたい。

#### 形態・大きさ

当該「陵墓」の村内での地理的位置等の記述は、『皇国地誌』の性格上重要であるにはしても、ここでみておきたいのは形態・大きさについての記述である。

形態・大きさについては、まず古墳・五輪塔等といった形態の名称を記してから、埋葬施設・石塔等の数量、そして東西・南北・高・幅等の規模に関わる数値を記している。

表「『上野国郡村誌』にみる「陵墓」の項目の記述抄」では、数量・面積等の記述は略してあるので、ここで例を挙げてみることにしたい。甘楽郡福島町条には「陵墓」の項目に次のような記述がある。

稻荷丘（略）上ニ稻荷祠アリ、丘東西五十六間南北三十四間、高三丈、前方ニ後円ナリ、甚ツマ所謂双子丘ニ類ス、有隍周之広六間、某外ハ平林、東西百間南北九十間ニシテ南後二穴アリ、径四尺、漸ク入テ漸ク豁シ、入ルコト四五間ニシテ穴極リテ室ヲナス、高八尺広九尺深二三間、其中暗黒火ヲ照シテ能ク見ル、四壁皆大石ヲ置テ之ヲ作ス、規模極メテ宏壯トス（略）<sup>⑧</sup>（①）（一）内の数字は表中の傍線の番号に対応、以下同。）

「稻荷丘」の墳丘と内部構造の様子が具体的な数値とともによく知られ、しかも臨場感溢れる記述となっている。

また五輪塔の場合は、例えば群馬郡下之城村条に「和田氏墓」として、「其数七基所謂五輪塔、高大者式尺五寸小者壹尺七八寸、四基文字ナシ、三基之レアリト雖トモ闕損シテ悉ク読ムヘカラス」<sup>⑨</sup>（②）と、金石文の判読についても記述の対象としている。

村落による改変

また、これらの「陵墓」の形態が村落によって改変されている場合があるが、『上野国郡村誌』はこの点についても周到に注意を払っている。五輪塔等石塔の場合とはかくとしても、古墳・塚等は耕作・採石等によって削平・掘削されることが多いのである。

勢多郡下大屋村条には左の様にある。

大黒塚（略）去ル文政年間本村ノ石工山口豊蔵ト云フ者大石ヲ得ントシテ所々ノ塚ヲ破毀シテ石ヲ截取ス、終ニ此塚ヲ破毀シテ石ヲ掘採セシ故ニ子山ノ形此時損シタレドモ今尚少ク其形ヲ存ス、壙中ヨリ尾偶像ノ兜人形ト唱ル状ニ肖テ長五六尺許リナルト鈴鏡其他名称ヲ知ラザル祭具数多ヲ得タリ、時ニ石工其鈴鏡ヲ始メ皆己ガ家ニ持帰り大切ニ蔵セシニ、一二日ヲ経テ石工身体痛ミ強ク堪エ難カリケレハ医ヲ召ヒ薬ヲ服スルニ愈エス、因テト者ニ占考ヲ請ヒシニ、此ハ古墳墓ヲ破毀シ穫タル金器ノ祟ナレハ疾ク器物ヲ寺院カ神職家ニ納メハ病平愈セン、ト教ヘケレハヤカテ村ノ神主ノ許ニ蔵メシカハ其痛愈ヘタリト云フ（略）<sup>(10)</sup> ③

また、古墳・塚の改変を示す記述も多く認められる④。

これらは、ただ古墳・塚が存在するというだけでなく、それが現在どうなっているのかという、いわば実体としての古墳・塚に注目した即物的かつ実証的な記述といえることができる。そして伝承についても、被葬者をめぐるものとどまらず、村落と古墳・塚との関わり、つまり村落の再生産構造における古墳・塚の役割を示すもの等をも包括的に収めていることは注目に値する。ことに、右に引いた下大屋村大黒塚の記述は村落の生業に関わる記述が明確であり貴重である。

被葬者

さらに、被葬者についての記述をめぐって二例をあげて考察することにした。まず、群馬郡元島名村条の記述である。

將軍塚（略）所謂双子山ニシテ東南ニ池アリ、是ヲ將軍淵ト云、塚上ニ八幡社アリ（前時島野社ト云）、伝云彦狭島王ノ葬地ナリト、上野志曰島野將軍塚將軍淵アリ、將軍塚ハ彦狭島王ノ墓將軍淵ハ坂手ノ池ナリト、然レトモ証トスルニ足ルモノナシ、記シテ後考ヲ俟ツ<sup>(5)</sup>

また、群馬郡総社町条には次のようにある。

蛇穴山 里俗又弁天山トモ云フ、（略）伝ヘ云フ、御諸別王ノ墳墓ナリト、（略）伝説雜記ニ上毛野君田道蝦夷ヲ征シ伊寺ノ水門ニテ戦死アリ、其尸上野ノ本所ニ迎ヘ葬ル、後蝦夷復蜂起シ王宮ニ来攻ス、王宮ノ民田道ノ戦死ヲ憤リ墓ニ号告シテ蝦夷ヲ退ケ玉ヘト禱リケレハ、墓忽破レ巨蛇踊出シ群賊ヲ啖フ、因テ其墓ヲ蛇穴山ト称シヌト、千古ノ事怪異ノ談ナレ共郷里ノ伝説ナレハ記載スト見エタリ、按ニ田道墓蛇ノ冢ハ日本紀ニモ載ラレタレハ論ナシ、陸奥石卷港ニ其墓アリシト云ヒシハ亨和元年ノ比近古塩竈社祠官藤塚知明ガ贗造セシ碑ナリト、陸路廻記ニモ見エ、日本紀ニ田道敗死干伊寺水門ト、釈紀ニ伊寺ハ上総国夷瀆郡也トアレハ上野ト程遠カラズ、彼ノ彦狭島王ノ尸ヲ他郷ヨリ竊ミ来リ此国ニ葬リシ例モアレハ、田道ノ屍モ此ニ迎ヘ葬リシトノ伝説必其実無シトモ定メ難シ、姑ク諸説ヲ存シ後考ヲ俟ツ<sup>(6)</sup>

群馬郡元島名村將軍塚の記述では『上野国誌』<sup>(4)</sup>を引き、同郡総社町蛇穴山の記述では被葬者を上毛野君田道とする『上毛伝説雜記』や『日本書紀』等にも注目し、さらに「伝ヘ云フ、御諸別王ノ墳墓ナリト」と、村落に伝わる伝承にも眼を向けているのである。

このように「陵墓」の項目の中でも重要であるのが、被葬者について、さらに言えば被葬者の特定についての記述であろう。もっとも前述の如く、「陵墓」の項目には被葬者の特定について殊更改めて議論を必要としない場合も多くの割合を占めるのは確かである。とはいふものの、「陵墓」の項目の中でも被葬者が不明な場合の特定についての議論は、やはり中核をなすものと考えられる。

右に引いた二つの例についてこのような視点で更に検討を加えることにしたい。これらはともに被葬者を断定していない例である。



元島名村將軍塚の記述は、被葬者を彦狭島王とする伝承・文献を、また総社町蛇穴山の記述は、被葬者を御諸別王とする伝承、上毛野君田道とする文献を引用しながら、それぞれ「証トスルニ足ルモノナシ、記シテ後考ヲ俟ツ」（元島名村条）、「姑ク諸説ヲ存シ後考ヲ俟ツ」（総社町条）と、被葬者の断定には極めて慎重であり、あたかも安易な被葬者の推定を戒めるかのようなのである。表「『上野国郡村誌』にみる「陵墓」の項目の記述抄」の中からも、被葬者の断定に慎重な姿勢を示す記述を多く見出すことができる(⑦)。

つまり翻って考えると、特定できるかできないかを含めて、被葬者云々を実証的に考察することが、「陵墓」の項目では重要な要素となっているのである。「太政官達編輯例則」の「陵墓」の項目に於て既に、「某天皇陵(傍点引用者、以下同)」あるいは「某氏墓」等というように、被葬者が明らかであることを『皇国地誌』編集の前提としていることが、『上野国郡村誌』の「陵墓」の項目のこのような性向を規定していると考えられる。

ここでの締めくくりとして『上野国郡村誌』に見る「陵墓」の項目の記述について、その傾向を総じて考えてみると、形態・大きさについての記述といい、また被葬者についての記述といい、極めて実証的な姿勢のもとに記述されているということが出来る。

おわりに

以上、『上野国郡村誌』の「陵墓」の項目について、「太政官達編輯例則」と「県達調査例則」の比較や、その実際の記述の内容について述べてきた。

ここで、村落における実地調査を前提とする「県達調査例則」の段階にも「陵墓」の項目が残されたこと、またその記述の実証的な態度や、記述内容の多様性、また不完全性をも視野に入れて、これまでの議論をまとめてみたい。

記述の姿勢が要を得た実証的なものであることは、もとより「陵墓」の項目のみに限られたことではなく、他のあら

ゆる項目の記述にも当てはまる。「太政官達編輯例則」の収められている明治八年六月五日「太政官達」第九十七号に、「着手方法」として「調査方法ハ例則ニ照シ実地ニ参シ行文ノ雅俗ニ不拘質実明晰其要ヲ得セシムヘキ事」とある通りである。

そのことと、「太政官達編輯例則」にみる「陵墓」が「某天皇陵」「某皇后某皇太子陵」「某皇妃某皇子墓」といった一般的な「陵墓」という文言の用法に沿うものばかりでなく、「死者墓」「招魂墓」「某氏墓」をも含む解釈であったことが相俟って、結果として『上野国郡村誌』の「陵墓」の項目の記述内容が極めて幅が広いものになり、かつ、「陵墓」の項目に相当する対象が「古跡」等の項目にも収められるに至ったということができよう。

もとより、直接的には「県達調査例則」に依拠した各村毎の調査を基本として作成された『上野国郡村誌』の「陵墓」の項目の記述の性格について考える際にも、そもそも「太政官達編輯例則」の段階で既に項目に「陵墓」が含まれていたこと、そして天皇・皇族の墓地以外をも含めて「陵墓」と称したことの背景をも問題としなければならぬのは勿論である<sup>(15)</sup>。

しかしそのことと、「県達調査例則」の段階で「陵墓」の項目が生かされたこと、つまり県が「陵墓」の項目の調査は各村におろすと判断したことの意味とは、別の次元にあると考えられる。熊谷県(熊谷県)内に如何なる「陵墓」があるのかを、『皇国地誌』の記述の中で中央政府に回答するに際して、県が台帳等による一律的な回答ができずに、ここでみたようなやり方をせざるを得なかったことの意味は小さからぬものがあつたのである。

このような熊谷県(群馬県)の対応は、他府県でも普遍的なものであつたのか、あるいは熊谷県(群馬県)に特有の事情を考へる必要があるのか。本稿を、明治期における国と地方の陵墓問題の中で『上野国郡村誌』の占める意味を考察する研究の端緒に位置づけて、擱筆することにした。

## 註

(1) 本稿は総て萩原進監修『上野国郡村誌』全十八卷(群馬県文化事業振興会、昭和五十二年／平成三年)による。

- (2) いわゆる第一次群馬県は明治六年六月十五日に入間県と併せて熊谷県となり、熊谷県は明治九年八月二十一日に武蔵十三郡を埼玉県に移管して、第二次群馬県が成立する。本稿で注目しようとする時期は、主に熊谷県から第二次群馬県にまたがっているので、前後の文脈によって「熊谷県」「熊谷県(群馬県)」「群馬県」を並び用いている。
- (3) 以下の「太政官達」は『法令全書』による。
- (4) 以下の「熊谷県達」は丑木幸男「解題」(『上野国郡村誌1』昭和五十二年)による。
- (5) 但し、「邑楽部」条については傾向が異なる。
- (6) 既に村田安穂「明治初年における群馬県の廃仏毀釈——稿本『群馬県郡村誌』の寺院統計を中心として——」(早稲田大学教育学部『学術研究——総合編——』第二十一号、一九七二年)は「太政官達編輯例則」と「県達調査例則」の項目に不一致があることに注目している(五十一―五十二頁)。
- (7) 「陵墓」という用語を「死事者墓」「招魂墓」「某氏墓」をも含めて理解することが、この時期の公文書での用例としてあり得たかという点については、別に考察する機会をもたなければならぬであろう。「太政官達編輯例則」のみがこのような定義をしているのであれば、その背景は興味深い問題である。
- (8) 『上野国郡村誌9』、一一七頁。
- (9) 『上野国郡村誌5』、二四〇頁。
- (10) 『上野国郡村誌2』、三一四頁。
- (11) 筆者は既に、大阪府古市古墳群をめぐって村落と古墳の関わりについて論じている(拙稿「村落による陵墓古墳の利用様態——山野としての墳丘部——」、徳川林政史研究所『研究紀要』(第二十三号〔昭和六十三年度〕、一九八九年三月)、拙稿「村落と陵墓古墳の周濠——古市古墳群をめぐって——」、『成城文芸』(第一三二号、一九九〇年七月)。併せて参照されたい。
- (12) 『上野国郡村誌5』、三十三頁。
- (13) 『上野国郡村誌6』、九十七―九十八頁。
- (14) 引用の如く『上野国郡村誌』群馬郡元島名村条本文では「上野志」とあるが、元島名村將軍塚の被葬者を彦狭島王、将

軍淵を古の坂手池とする記述を有するのは『上野志』ではなく、毛呂権蔵著『上野国志』である（『上野志』については『上野志料集成一』（昭和四十八年、臨川書店）、『上野国誌』（昭和五十一年、文献出版）による）。

(15) ちなみに石田龍次郎は「皇国地誌の編纂——その経緯と思想——」（一橋大学一橋学会編『社会学研究』8、昭和四十一年三月、一橋大学）で、明治初年における地誌編集の動機を、「新しい王朝の成立とともに前代までの歴史を叙し、統治領域の地誌を編する」という「中国古来の思想」によるものとし、その模本が『大明一統志』『大清一統志』という中国の地誌にあることを指摘している（四十七〜四十九頁）。もとより、「陵墓」の項目は、『大明一統志』『大清一統志』に共通してみることができる。

『上野国郡村誌』にみる「陵墓」の項目の記述抄

勢多郡漆窪村（一―二二九）

長尾氏墓 五輪塔六基 長尾氏の墳墓というが、誰某の墓か不詳 村中に山陵はない

勢多郡石井村（一―二五九）

招魂墓 梶原景時の女某尼が建てたという〔古記の引用〕 また五輪の石塔二基 傍に「梶原景時父子之墓」とある 共に石刻

勢多郡箱田村（一―三〇二）

官長・官員を葬祭した古跡と見られる所があり陵の形をして土中に横穴有り 里俗鑿ち刀・矢根・金環等を得る 金粉もあつたが形なし 室中より陶器等も得た 最大のもは一ヶ所で横穴中には金環・金粉のみ ④その他各所に小十ヶ所有り ④その内二ヶ所はその形尚存し外八ヶ所は農民に鑿たれ跡だけが存し形を失う

勢多郡深津村（二―二四七）

古墳 石窟は白色石十一枚で築成し左右は円石を堆築し室を為す 古鈴一頭 刀一 鏃大小百余 馬具のような鉄器の破壊したもの 青管石・青勾玉・砥石一方等が出た ④何人の墓か伝わらず

古墳 刀・鏃が出土

古墳 瓢の形で貴人の墓のようである 石室は二段 奥室には歯若干・金環十七・瑠璃珠二十一・大刀一・小刀一があり二室には遺歯が三ヶ所にあり各々刀・金環があり左右に瓮がある 殉死者の状のようで鉄製の桴状のものや鉄鏃も出た 鉄製桴状で首に梅花弁の形のもの二条また鏃百余を出す ④誰の墳であるかを伝えない 思うに此地の旧紳坂田南淵氏の氏上などか 友成塚 大胡小倉入道成家の弟大胡次郎友成の墓と称す

菅塚 何年の乱か戦死者の千屍を埋めたものといひ中古村民が薬師石像を立て或いは薬師家という

古墳 昔年より風雨毎に塚頂土が頽落し夥多の白骨を出す 平田の青石が無数に出る 思うに当初周築して骨を葬つたのである ④戦死者が何の時代かという伝説なし

勢多郡下大屋村（二―三二四）

大黒塚<sup>③</sup> 文政年間村の石工山口豊蔵が大石を得ようと所々の塚を破毀 大黒からも石を掘彩し二子山の形が損じたが尚今も少しその形が存す 壙中から尾偶像の兜人形の長五六尺ばかりのものと鈴・鏡その多名称不明の祭具を数多得た 石工はその鈴・鏡等皆持ち帰り大切に蔵したが一二日後に体が痛み医者・薬では治らずト者に占わせ「古墳墓を破毀して得た金器の祟りで寺院か神職家に納めれば平癒する」とのこと やがて村の神主に蔵めた所治癒したという 諸器は今に旧神官宅に蔵す<sup>⑤</sup> 思うにこの墳は上野守大宅朝臣大國の墓か 古来大國塚と称したのを中古土人が謬り大黒塚と唱えたのか

勢多郡上泉村 (三一—一三)

新田塚 土人の口碑に新田義貞の一族の屍を埋めた所という 塚上に登り足で踏めば空虚の音あり 石室があるのか 篠塚伊賀守墓 「康永第四曆」以下苔蝕にて不詳 傍らに庵主何々不詳或は栗生左衛門とも言える

群馬郡元島名村 (五一—三三)

將軍塚<sup>⑤</sup> 所謂双子山で東南に池があり將軍淵という 塚上に彦狭島王を祀る八幡社有り (かつて島野社という) 彦狭島王葬地という 上野志には島野將軍塚・將軍淵あり 將軍塚は彦狭島王の墓將軍淵は坂手の池なりと 証するに足らず後考をまつ

群馬郡浜川村 (五一—八六)

長野業政墓 五輪塔 来迎寺旧記や土人の口碑等に拠れば業政の墓である事は必定 その側に古塔が多く長野氏歴世の墓か

群馬郡白川村 (五一—一五)

津田信明墓

青柳金王墓

内山播磨守墓 五輪塔 里人は内山播磨守の墓という

小野七郎左衛門墓 井伊兵部少輔直政の臣という

群馬郡和田山村 (五一—二〇)

長野鎮良墓 里伝に長野鎮良の墓という (極楽員過去帳・同院旧記を引用) 後考のため土人の伝説及び極楽院の旧記を掲載

清水内記邦正墓

阿仏墓<sup>⑦</sup> 上野名跡志によれば阿仏の墓は上野国にはない 後世に建てたか異なる人の墓か未詳

群馬郡富岡村（五―一二三）  
長野信濃守信業墓〔箕輪記を引用〕 本墓は下室田村長年寺か

群馬郡白岩村（五―一三五）  
浜名覚欣墓 五輪塔 浜名左衛門義尊出家し覚欣と号す もと遠州浜名郡の人で醍醐帝に従い吉野に事え後上野に来て観音堂を守り修験となる 今村内に覚欣の後裔の浜名姓数家有り 系図・古記を蔵するものがある  
世無道上人墓 五輪塔  
古碑 板仏碑

群馬郡下室田村（五―一五七）  
長野氏墓 五輪塔 長野業尚以下歴世の墓 業政の本墓は浜川村か その余はここに埋葬したものか

群馬郡三之倉村（五―一七三）  
座主墓 五輪塔・板仏 蓋し五輪塔は本座主快尊 碑は新座主忠尊快承か〔山吹日記の引用〕 里人の口碑に拠り棒名山頼印記等を按ずるに快尊忠尊快承この三墓であることは信拠するに足る  
藤鶴姫墓 野石を墓碑とする〔里人の口碑を引用〕

群馬郡権田村（五―一七八）  
小栗上野介墓

群馬郡高崎駅（五―一九七）  
徳川忠長墓  
招魂碑

群馬郡下之城村（五―二四〇）  
和田氏墓 ②五輪塔七基 徳昌寺は和田信勝の創建で後世の寺僧が之に報い追善に建立した招魂墓か

群馬郡上佐野村(五―二四三)

古墳二所 民有 古塚<sup>④</sup> 明治二年土人が穿ち鍍金・頭槌・太刀・硝子玉等を獲る 明治六年これを博物局に出す 皆千有余年の古物という 御堂塚<sup>④</sup> 明治三年土人が發き石棺を出す人骨・古器物を蔵せずという<sup>⑦</sup> ともに文献に徴すべきものなく何人誰の冢か不詳

群馬郡倉賀野駅(五―二五三)

大鶴巻塚 民有 仔冢 小石祠があり浅間神社という<sup>⑦</sup> 文献に徴すべきものなく何人の冢か不詳 口碑に小鶴巻に至る間は朝日長者の邸宅で下佐野村もまた夕日長者の邸宅という

小鶴巻塚 民有

手塚山塚 村民の手塚某の所有<sup>④</sup> 文化年間土人が東方の中腹を穿ち土偶を獲て冢上に小祠を祀る ポンポン塚 民有 冢上に登り踏むと金や太鼓を叩いたような音がするのでこの名があるという

貉塚 民有であったが明治十三年強半官用地となる 南中腹の穴に石室があり巨石で覆われる 貉が常に栖息するのでこの名があるという

群馬郡下斎田村(六―三八)

小栗又一墓

群馬郡総社町(六―九七)

宝塔山 小阜があり石穴墓に石棺有り 古昔の貴人の墳地か<sup>⑦</sup> 或いは彦狭島王の墳地ともいうが確証はない [上野伝説雑記の引用]

愛宕山 石穴石棺がある 伝えて武日向八綱田王の墳地という 一石で石棺を作る [伝説雑記の引用]

蛇穴山<sup>⑥</sup> 里俗に弁天山ともいう 伝えて御諸別王の墳墓という 石穴は最も奇で四方を皆一石で鑿成する<sup>⑥</sup> 伝説雑記には巨蛇が踊り出て蛇穴山と言うとの伝説を記す 日本紀・陸路迺記・釈日本紀にも記録があるが後考をまつ

群馬郡植野村(六―一〇三)

古墳墓 寛永年間秋元氏領地の時発掘し後文政年間前橋藩地の時発かれ石窟裏に木棺朽腐しているのが見えた 中に…状に並んだ遺骸三があり一は主で二は従のようであった 朱土が堆積し鏽腐の銀柄剣・鞘・鍔金銀・勾玉・顆齋瓮類大小・箭鏃 以上諸



品剣身は折れる 金環装頭槌の銀柄は初め元景寺に寄藏していたが早くその所在を失い欠折の剣と斎釜類金銀環勾玉は博覧会事務局のもとに依じて同事務局に寄送 文政年間植野村人民某等崇信の余り劔大明神と仰ぎ上京し富小路氏に乞い豊城入彦命の銘を得て碑を墳上に置き尚存す 前橋藩から明治二年上稟し一時墓丁を置かれたが証拠が分明でなく復廢された この墳が果して豊城命の御墳かは不詳だが此地は昔国府の地で地名に王屋敷・三王・総社があり構造が莊重なこのような墳冢を国府内に営めたのはたとえ豊城命でなくてもこの府主か

群馬郡湯上村(六一二〇八)

物見塚 古代華胄の噴瑩か 古伝記に見えず 眺望が良く後に物見の名がついたか

伊藤左京進重墓 五輪塔 [後裔の旧記の引用]

主計氏墓

招魂墓 村人狩野雄斎の碑

群馬郡南下村(六一二二三)

桃井氏古墓 五輪塔 古来桃井氏の墓とする

片岡郡石原村(六一三二七)

三嶋塚 塚上に愛宕社が有る 里俗は彦狭嶋王の墓というが旧記には拠る所がない 但し古の貴人を葬った墳と見える

千人塚 死人塚ともいう 甲陽軍鑑に天文十八年九月三日の三寺尾合戦の記事があるがこの戦死者を埋めた墳か

桜塚 誰氏の墓かわからない 塚上に古碑が三あり

多胡郡神保村(七一一九八)

長谷川氏墓 蓋し徳川氏の部属か 事蹟は不詳で旧記等なし

溝口氏墓 事蹟は不詳

奥平氏墓 石殿一字を存す

甘楽郡羽沢村(八一〇)

古塔 宝篋印塔という

甘楽郡青倉村（八―八八）

五輪塔 壊欠している 里人は誰人の墓かを知らない

甘楽郡南蛇井村（八―一六〇）

古塚 所謂双児山の形 下は石室 その戸は南向 下に石室があり入ること二間で室をなす処六席を陳する 物見塚やその他四塚・火打原・四日市等に是の類が多いという

甘楽郡上小林村（八―一七七）

古塚二所 円形で南向下に石室有り 室内の広狭は不詳 里人は何の塚かを知らない

甘楽郡神農原村（八―一八〇）

古塚二所 字注連樹のものは円形<sup>⑦</sup> 何の塚かは分からない 字浦のものも円形<sup>④</sup> 宝暦年間に発いて石室を得る その戸は南向き 入ること一間余で室内に六席を陳する 始めて発いた時金環・曲玉の類を出すという

甘楽郡宮崎村（八―一八四）

古塚<sup>④</sup> 初めは円形であったが畑中にあり耕すもの稍その址を削り今は古形を失う<sup>⑦</sup> 何の塚か不詳

甘楽郡中里村（八―二二二）

菊女墓〔寵を得た菊女が讒されて蛇殺された伝承〕

甘楽郡福島町（九―一一七）

稻荷丘<sup>①</sup> 上に稻荷祠有り 前方後円で所謂双子丘に類す 隍有り 其外は平林 南後に穴有り 漸く入って漸く豁く入ること四五間で穴は極まり室を成す その中は暗黒 四壁は皆大石を積み作したもので規模は極めて宏壮 土人は弁天穴と言う かつて室中で斎瓶・金環・曲玉等を得たという 稻荷丘は丘上中央の凹処にあり創めた所は不詳 神明丘 稻荷丘の類で周隍はなく細樹で被われる 上に神明社がありこの名がある

甘楽郡平原村（九―二〇五）

土屋山城守墓 その伝は不詳 今に至り土人の姓に土屋が多い

碓氷郡安中駅（一〇―二五）

井伊侍従直政室墓 松平周防守康親の養女で実は徳川家康妾腹の子という

井伊右近太夫直勝室墓

山口氏墓 如何なる人か不詳

渡辺民部左衛門墓 石祠の中に太刀を抜き持った石像有り 何れの頃の人か不詳

碓氷郡藤塚村（一〇―一九）

某尼墓 五輪塔であったが今は台石だけが存す 古老曰く「京師大内高貴の人の塔である 四十年前訪れ来た人があり由来を説いたが忘却した」と 惜しむべし

碓氷郡東上秋間村（一〇―一四八）

死事者墓 赤穂義士四十七人の墓 四十七士の復讐の後若党元助なる者が上野尻村に来て義士が死に就くのを悼み義士の名称を憚り仏像に擬造し四十七士の墳墓を築き追善の為数万の経を誦読せしめ石塔を建てその中に収めたという その像猶存す

碓氷郡郷原村（一〇―一五五）

菅沼次郎右衛門墓

碓氷郡坂本駅（一〇―一七七）

竈頭盧姫墓 旧記は伝わらない

弥陀仏碑 野石 事蹟は不詳

碓氷郡下秋間村（一〇―一八六）

安中氏墓 安中出羽守を葬す

井伊兵部少輔直之室墓 寛永年間井伊氏が安中城主であった時の埋葬地

碓氷郡岩井村（一〇―二〇〇）

伊勢三郎義盛塔 五輪塔が僅かに半を存す

碓氷郡下豊岡村(一〇—二三三)  
 柵津氏墓

碓氷郡水沼村(一〇—二五二)  
 松平五左衛門墓

碓氷郡新掘村(一〇—二八二)  
 大道寺政繁墓 [碑陰の文] 元禄二年曾孫大道寺直富の建てたもの

碓氷郡松井田駅(一〇—二九五)  
 徳翁墓<sup>①</sup> 誰氏の墓であるか詳らかにしない

碓氷郡原市村(一〇—三四七)  
 安中忠清墓 野石

碓氷郡上磯部村(一〇—三九七)  
 大野九郎兵衛墓 里人は伝えて「初め赤穂の変に逃れて此地に來り筆道を以て業となし似て身を終える」と言う  
 古碑<sup>②</sup> 誰氏の墓であるかを知らない

吾妻郡永井村(一一—四二)  
 吉田善吉政明墓 戊辰戦争の戦死の官軍旧吉井藩士

吾妻郡厚田村(一一—一四)  
 古墳 四面石を疊し上も石で覆う<sup>③</sup> 何の古墳かはわからない 年歴不詳

吾妻郡箱崎村(一一—一八)  
 小野金善招魂墓 塚がありその上に二個の五輪塔を雙ぶ 文字はない 小野金善の招魂墓と伝える [行脚随筆の引用]

<p>吾妻郡平村（一一―一三三） 尻高三河守墓 小塚がある 永禄二年武田信玄の兵が攻め尻高城主は之に死し葬る</p>
<p>吾妻郡大塚村（一一―一三七） 古塚 尻高三河守臣塩原源太左衛門墓 大塚 伝説は不詳</p>
<p>吾妻郡市城村（一一―一六〇） 古塔 五輪塔<sup>⑦</sup> 誰氏の墓であるか不詳</p>
<p>吾妻郡岩井村（一一―一九三） コウ塚<sup>⑦</sup> 何の塚なのか不詳 コウ塚といういわれも不詳 諏訪塚 行盛墓 五輪塔 行盛姓は吾妻名は太郎 岩櫃城に居る 貞和五年碓氷郡里見氏の攻める所となり吾妻川に戦死 川の南岸に今首宮大明神がありその遺臣の行盛を祠る所という しかし当時の物ではないのか</p>
<p>吾妻郡植栗村（一一―一九九） 植栗氏墓 神保右馬允塚 事蹟・年歴は不詳 田長塚 大教塚 神力塚 石碑有り 遠見塚 兜塚</p>
<p>吾妻郡羽根尾村（一一―二七三）</p>

羽根尾墓 羽根尾長門守幸光の墓 岩櫃の城代 天正八年冬に自害し羽根尾はその旧領で遺臣等がここに葬ったという 墓の東に石塔が二ある 一は松尾沢戦死の霊を祠り一は長州家臣の霊を祠る

吾妻郡応桑村(一一―三二八)

朝比奈義秀墓 五輪塔 俗に板仏と称する石碑 石垣で繞らす 民有地 事蹟旧記は伝わらず 建久年間の頃木曾山中より来て 此処に死し著名な勇士であり土人は厚く埋葬したという

利根郡岡谷村(一一―四三三)

海野能登守幸輝墓 石祠 真田氏と同じく滋野幸恒の裔〔幸輝の伝記〕 また此傍らに同程の石祠があり木内八左衛門の墓という 後人の建てたものか不詳

利根郡町田村(一一―四九)

沼田氏墓 石龕で周囲に柵を設ける 前に廟があり墓の側に碑がある 碑は安永七年僧龍鱗・政所村増田頼之・沼田町須田維孝が相謀って郷民に募り建てたもの また土岐氏の建てた石華表がある〔沼田景義の伝記〕  
土塔 丸い塚 碑石等なくただ芝を生ず 何人の墳であるか不詳

利根郡善桂寺村(一一―六八)

下沼田次郎景家墓 老松の下に古い石祠を斉える 景家の墳墓と伝える

利根郡中発知村(一一―一二七)

発知三郎景宗墓 五輪の石塔〔景宗の伝記〕 詳細は不詳 発知氏を祖とする者は今発知四村に存す

利根郡谷地村(一一―一五九)

大友氏時墓 五輪塔〔沼田記撮抄・大友氏系図〕

利根郡大原新町(一一―二四〇)

栗生兵理墓 五輪塔 事歴は不詳

利根郡大楊村（一二一―二四四）  
金子豊前守墓 五輪塔（金子豊前守の伝記）

利根郡土出村（一三一―四二）

伊東長常墓 戊辰の役に会津勢と戦い討死 阿弥陀堂の側に埋葬

利根郡戸倉村（一三一―四六）

今井辨輔墓 戊辰の役に会津勢と戦い死し此地に埋葬

利根郡後閑村（一三一―六八）

知高左馬亮義隆墓 林中に古墳がある 碑石はない その一階を下り従者八人の墓有り 恕林寺の故地（知高左馬亮義隆の伝記） 墳墓は後に里人が建てた所か

後閑次郎祐房墓 五輪塔 祐房は小川次郎景秋の二子 本村に館を構えて居す 今に村人は年々六月十五日に祭る

利根郡上津村（一三一―九五）

若宮塚 姥塚に並ぶ 里伝に宮は後花園天皇の皇子で初め皇子の母が娠み家に帰り寛正元年七月分娩 皇子は性聡慧で弱質 同三年九月十九日薨じ此に葬るといふ 諱は伝えずその信非は不詳  
姥塚 塚形は若宮塚に同じ 若宮の乳母某氏の墳と伝える

利根郡上川田村（一三一―〇七）

発知兵部為時墓 沼田系図に為時を記さず且つ里伝はない

利根郡下川田村（一三一―一一）

円珠尼墓 円珠の墓といふ（円珠尼の伝記）

利根郡藤原村（一三一―二四一）

阿倍三太郎高貞墓（古今沼田真田記） 高貞は三太郎秀貞の祖先か不詳

那波郡柴町（一四—一五七）

那波宗広墓碕

那波顕宗墓碕 宗広の子 この墓碕は後世のもので事蹟は不詳

那波郡樋越村（一四—二七九）

八王子塚 ④ 明治五年村民この塚を鑿ち金銀環・管玉・瓦・古劔の類を獲る ⑦ 誰の墳墓か不詳 ⑧ 里人は那波那人左近衛將監の墓  
という」

新田郡阿左美村（一五—一八）

岡登景能墓 岡登景能は治良兵衛と称し寛文中郡の代官 頗る政に蹟があつた 〔岡登景能の事蹟・伝記〕 今に至り或いは祠を  
設けて之を祀り景能祠と云うという

新田郡村田村（一五—一六四）

五輪塔 新田国経横瀬六郎と称す 金山の城主である この塔は後人白毫寺境に就いて建てた所という 白毫寺は今廃す

新田郡別所村（一五—一七九）

茶臼山 古塚 里人は宗良王子国良或いは尹良の墓とする ⑦ その説は今考える所がない 政義の墓か 政義は既に老いて退き由  
良郷宝泉の別墅に居る 創めて円福寺を開くという

五輪塔 道義は新田基氏の道号 その余は詳らかではない 元文中徳川氏が白銀五枚を施して香花の資に供したという

新田郡世良田村（一五—一八八）

文殊山 寺伝に新田氏の塋域として名付けて金色世界という ⑦ 未だ是非は不詳 古塔数十基 円柱方蓋所は所謂梵塔形が多い  
義平墓 義平の死後義重がそのために建てたと云う 碑面に「悪源太義平墓」と題するので或いはそうではないかと思われる

新田徳川郷（一五—二〇一）

五輪塔 義重夫婦の墓という 里人は伝えて云う 義重は既に老するに及び義季の館に就いて隠居したと ⑦ 然るに今では考える  
所がない 妄伝であろう 姑く付して考に備える



新田郡細谷村（一五―二四四）  
高山彦九郎墓〔高山彦九郎の伝記〕

新田郡内ヶ嶋村（一五―二七二）

男躰塚 里人は往古大藏親王が山田郡下小林村へ流鼠中卒去し本村に埋葬して男躰塚と号すという 旧記には見えない  
女躰塚 大藏親王の后を葬したと言う 里人はこの二塚の内男躰は龜に女躰塚は龜に形が類すると古来から言い伝えるという

新田郡牛沢村（一五―二九〇）

朝子塚 形は瓢のようで西北から東南に向う 冢上に雷電社がある 登路には石階があり西北から登る 里人は古時高貴人を葬った冢と言う 冢上社前土中から古陶器の輪形が無数露れその形大小は一ではない 祭器を埋めたのもか 古器に徴するものなし

新田郡岩松村（一五―三二〇）

五輪塔一基・供養碑一枚 土人は伝えて義国の墓とする 徳川氏は嘗て白銀五枚を投じて香花に供したという

山田郡広沢村（一六―三四）

金井左衛門佐墓 左衛門佐は新田氏の臣で茶臼墨を守る〔金井左衛門佐の伝記〕 里人は伝えて金井神という

山田郡上久方村（一六―九八）

桐生氏墓 伝えて桐生氏累世の墓という

山田郡矢田堀村（一六―一二七）

泉氏墓 泉氏の先伊予守基国は新田三十騎の一という

山田郡臺之郷（一六―一六八）

古墳 その上に碑があり「明德元年八月廿八日遠藤長氏」とある 古老は勾当内侍の墓と言う また同処に数個の墓があり或いは全存し或いは毀壊している 発掘して太刀矢根を穫るものがあるという 何人の墓かわからない

山田郡矢場村（一六一―一七三）  
 矢場氏墓 古碑矢場氏は新田氏の一族

山田郡下小林村（一六一―一八六）  
 林氏墓 五輪塔 事蹟は新田正伝記・老談記等に見える

山田郡龍舞村（一六一―一九二）  
 園田氏墓 園田氏の墓と伝える

（註）

①（ ）内は典拠とした監修萩原進『上野国郡村誌』（昭和五十二年）平成三年、群馬県文化事業振興会）の巻数―頁、〔 〕内は記述の概略。

②本表は、形態・被葬者等に関する部分の要約の抄出で、場所・方角・数量・面積等の記述は省略している。